アジア共同行動日本連絡会議　夏期反戦合宿　レジメ

2012年8月25日

昨年３月 11 日の昼間、私は毎月山口市内で行われている「いちいちウオーク」のビラを作りながら、テレビを見ていました。１５時前、緊急地震速報が流れ、番組が中断されました。地震と津波の酷さに驚きながらも、「いちいちウオーク」へ参加しました。その日はちょうど金曜日だったので、連帯労組・やまぐちの会議があります。「いちいちウオーク」が終わると、そのまま労組の会議へ向かいました。その間、テレビもラジオも聞いていないので、会議に来た組合員から「福島第一原発が大変なことになっている」と聞くまで原発事故を知りませんでした。原発の事故が起きていると聞いても、まさかメルトスルーをするほどの事故だとは思っていませんでした。

翌日は「長島の自然を守る会」主催のスギモク観察会でした。スギモクは上関原発建設計画が目論まれている田の浦にあります。いつもは海底に寝転がっているスギモクが春になると子孫を繁栄させるため、起き上がります。その様子は黄金の畑の様だといいます。前日の地震の影響で瀬戸内海にも津波警報は出ていました。しかし、中止の連絡がないので取りあえず集合場所の上関町公民館に行きました。公民館には「長島の自然を守る会」の代表の高島美登里さんと案内役の新井章吾さんなど数人がいました。昼過ぎには津波警報も解除となり、観察会が行われました。私は船が苦手なので、陸路で田の浦に向かいました。田の浦海岸には相変わらず中国電力が「ここは工事区域です。立ち入らないで下さい」というアナウンスを流していました。海岸には田の浦を守るために来ている顔見知りの女性がいました。約一ヶ月前の２月２１日の未明、中国電力は７００人もの作業員を田の浦に向かわせました。その時の話しを聞きながら「怖かったですか？」と問うと、彼女は「怖いとか思う間もなかった。もう何が何やらわからんうちに取り囲まれた」と言いました。そういう状況の中でも祝島の人や彼女たちが田の浦を埋め立てさせず、守ってくれたのです。海では荒井章吾さんが潜って海藻を採っては船上の人に見せていました。

観察会は２時間ほどで終わりました。帰路の途中、カーラジオから「１号機爆発」と流れてきました。原発の安全神話を信じていたわけではありませんが、まさか爆発するなんて思っていませんでした。とにかく逃げろ！そう願うしかありませんでした。

その後、連日テレビからは原発の危機的状況が流れてきました。しかしそんな状況なのに、「ただちに健康に影響はない」として避難命令を小出しにする政府、東電に腹が立ちました。1999 年に JCO 臨界事故が起きました。あの時にも避難命令を速やかに出さず、問題となったはずです。JCO 臨界事故の教訓が全く活かされなかったのです。

３月１１日以降私がやったこと

○テレビの録画や新聞の切り抜きをする。→ JCO 臨界事故の時も裁判資料として「事故当時のテレビ番組の録画」を使おうと、原告側が探していました。しかしなかなか見つからなかったようです。その時の教訓を活かし、今回はずっと録画し続けました。

○関東の友人・知人に避難を呼びかける。→１号機に続き３号機、２号機、４号機と爆発しました。まず、知り合いに電話をし、避難した方がいいのではと話しました。

○ツイッターで「冷静に避難しよう」と呼びかける。→ツイッターなどでは両極端な情報が流れていました。一方は逃げなくても良い、もう一方はもう日本は終わりだ。といった情報です。避難するにも冷静に判断しなければ、危険だと思い、「冷静になりましょう」というのを入れた上で、情報を流しました。後で「冷静に」と言ってる人は原発推進派だというツイートが流れているのを知り、私も推進派と思われてたのかなと苦笑しました。

○しかし、**避難する方法を伝えることは出来なかったし、避難先を確保することもしなかった。**→避難先のある人はどうにかなっても、問題は避難先のない人達をどうするのかが大事だったのではと先日東京で話しをした時に感じました。

被爆二世の会の緊急声明

1、**子どもと妊婦の一刻も早い避難を実現すること**→広島・長崎の被爆者のうち、幼少の頃被爆された方が晩年になり癌などに罹っている方がおられます。細胞分裂が活発な時期に被曝することはさけるべきです。

2、**一層の被曝を避けるため、避難区域を拡大すること**→原発から 30km 以上離れた飯舘村でも高い線量の被曝が確認されています。例えばアメリカ政府は 80km 圏内からの避難を勧告しています。避難地域を国の責任で拡大させてください。また、避難地域から安全圏への移動が困難な人については国や東京電力が移動手段を確保し避難させてください。労働者の中には会社が営業しているため避難できない人もいます。国は企業に対し、労働者が避難できるよう便宜を図ること、避難したからといって解雇等を行わないよう指導して下さい。そうした文言もいれました。

3、**被曝地域におられた方、今もなおおられる方に被災証明並びに３月 11 日以降の行動を記録するものを配布すること**→今後、被曝した方々には国および東京電力が責任をもって補償してください。そのため、どこで被曝したのかを証明する被災証明と３月 11 日以降の行動を記録するものを配布してください。また、健康診断を長期にわたり実施して下さい。その上で安心して生活できるように医療費の助成等の援護施策を講じて下さい。という文言をつけました。

4、**外国籍住民に対し母国語での情報提供をすること** →上記１～３を含め外国籍住民被災者が必要とする避難場所・食料配給場所・医療現場・安否情報等の最新情報を母国語で提供してください。また外国籍住民が役所・避難先職員や被災地の方とやりとりする際の通訳を準備してください。

外国籍住民被災者を差別するようなデマなどが流れないように対処して下さい。

5、**全国の原子力発電所の新規・増設を白紙撤回させ、稼働中のものを停止すること。また国の原子力政策を抜本的に見直すこと。原発を輸出しないこと。**→原発がなければ誰も被曝せずにすみました。今回の事故で原発がクリーンなエネルギーではないことが白日の下にさらされました。ただちに原発に頼らない国作りを実行してください。

また現在原発のある地域で 30km 圏内の全住民を対象とした避難方法が確立しているのかを早急に確認して下さい。

放射性物質とは「うまくつきあう」とか「闘う」ではなく「逃げる」のが一番大事だと思います。

原爆被爆者について

広島・長崎の被爆者は長い間、被害の状況を話せませんでした。その為、被爆の後遺症と差別に苦しむことになりました。しかし被爆者達が立ち上がり、政府に要求することで被爆者への補償を少しずつ勝ち取っていきました。現在、日本政府が被爆者援護法に定めている被爆者とは次のいずれかに該当する方で、被爆者健康手帳を所持している方をいいます。

１号　直接被爆者　原子爆弾が投下された際、直接被爆した方。

広島の地図　１９４５年８月６日８時１５分に一番外側の円より内側にいた人が直接被爆者。

長崎の地図　１９４５年８月９日１１時０２分にピンクの地域にいた人が直接被爆者。

２号　**入市被爆者**　原子爆弾が投下されてから 2 週間以内に、爆心地から約 2km の区域内に立ち入った方。(広島 1945 年 8 月 20 日まで、長崎 1945 年 8 月 23 日まで)

３号　**救護被爆者**　原子爆弾が投下された際、又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった方。例えば、被災者の救護、死体の処理などをされた方。

４号　**胎内被爆者**　上記の 1 から 3 に該当した方の胎児であった方。広島 1946 年 5 月 31 日まで、長崎 1946 年 6 月 3 日までに生まれたかた。

援護施策

被爆者手当

手当の種類	支給要件		支給額 2012 年度
保健手当	2km 以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	下記以外の人	月額 16,830 円
		身障手帳 1 級から 3 級程度の身体障害、ケロイドのある人又は 70 歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	月額 33,570 円
健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等 11 障害のいずれかを伴う病気にかかっている人		月額 33,570 円
医療特別手当	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人		月額 136,480 円
特別手当	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人		月額 50,400 円
原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人		月額 46,970 円
介護手当	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合(重度：身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度、中度：身障手帳 2 級の一部及び 3 級程度)		月額 104,290 円以内 (重度) 月額 69,520 円以内 (中度)
家族介護手当	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度)		月額 21,420 円
葬祭料	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給		201,000 円

医療特別手当がいわゆる原爆症認定と呼ばれています。2011 年末 219,410 人中 7,197 人が受けています。全体の３％です。日本政府は 08 年と 09 年に基準を緩和したといいます。確かにそれまでは１％に満たなかったのですから、緩和なのでしょうが、まだまだ基準が厳しすぎると思います。

健康診断

健康診断は、毎年２回、期日および場所（保健所、病院等）を定めて定期的に行われるものと、被爆者の希望によって、さらに追加で年２回うけられるものとがあり、そのうち１回はがん検診を受診することができます。がん検診の内容①胃がん、②肺がん、③乳がん、④子宮がん、⑤多発性骨髄腫、⑥大腸がん

医療助成

被爆者は、原子爆弾による放射線を浴びたために、その影響で、(1)病気やけがにかかりやすいこと　(2)病気やけがをしたとき、その病気やけがが治りにくいこと　(3)病気やけがをしたことによって認定疾病を誘発するおそれがあること等から、一般疾病医療の給付の制度が設けられています。

一般疾病に対する医療の給付をうけることのできない場合

被爆者が

(1)自分の故意の犯罪行為によって病気やけがをしたとき

(2)故意または重大な過失により病気やけがをしたとき

(3)けんかまたは泥酔など自分の不行跡によって病気やけがをしたとき

(4)医師の療養についての指示に理由なく従わなかったとき

また、このほか、

(1)遺伝性の病気、(2)先天性の病気、(3)被爆以前にかかった精神病、(4)かるいむし歯

は、原子爆弾の放射線との関連がないので、一般疾病医療の給付をうけることはできません。

その他にも介護保険等利用被爆者助成事業、訪問介護等利用被爆者助成事業、原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業があります。

第一種健康診断受診者証

放射線を帯びた「黒い雨」が降ったとされる法令で定めた区域内にあった方と当時その人の胎児だった方が対象です。

○被爆者と同様の健康診断をうけられます。

○健康管理手当の対象となる障害にあると認められた場合、被爆者健康手帳へ切り替えられます。

現在、広島県や広島市はその区域を６倍に拡大するよう要望していますが、厚生労働省の有識者検討会は「黒い雨の降った地域を確定することは困難」と認めようとしません。

第二種健康診断受診者証

原爆投下時（1946 年 8 月 9 日の午前 11 時 2 分）に対象区域内にいたかた又はその当時そのかたの胎児であったかたが対象です。

○毎年 1 回定期の健康診断を無料でうけられます。しかし、がん健診は受けられません。

被爆体験者精神医療受給者証

第二種健康診断受診者証をお持ちのかたで、現在も長崎県内にお住まいの人（胎児を除く。）は、一定の検査と申請の後に認定されると、被爆体験者精神医療受給者証に切り替えられ、医療費の給付がうけられます。しかし、精神疾患などに限定され、がんなどは対象外です。

被爆者ではなく「被爆体験者」とされた人達が、被爆者健康手帳の交付などを求め裁判を起こしています。６月２５日、長崎地裁は原告敗訴の不当判決を出しました。

全国被爆二世団体連絡協議会の前会長の平野伸人さんは、８・６広島青空集会が始まる前に「日本政府は、福島の原発事故以降、内部被曝があることを認めるようになった。しかし、内部被曝はあっても健康への影

響は無いという論陣をはってきている。私たちは被爆体験者の裁判で、内部被曝の実態を明らかにすることが、福島の人達の援護につながると確信している。６月２５日、長崎地裁はこのことを真っ向から否定し、国に追従し、原告団に対し不当判決を下した。内部被曝を認めざるを得ないという状況に危機感を覚え『これ以上被爆者を増やさない。被爆者が死に絶えて行くのを待つ。そして福島の原発事故を踏まえて原爆の実相を過小評価していく。福島に援護の手を差し伸べるのを拒む。』という国側の意に沿った判決だ。これを打ち破るために、控訴審の準備を進めている。我々被爆者・二世の援護を拒み続けている根拠は、１９８０年の基本懇（原爆被爆者対策基本問題懇談会）答申だ。被爆の実相を矮小化し、放射線被曝の実態を押し込めてしまうというこういった国の動きに対して、断固として闘おう。」と話されました。

福島第一原発事故でもわかるように放射性物質は思った以上に拡散しています。厚生労働省は被爆者に黒い雨の降った地域や被爆体験者に被爆の証明するよう言います。しかし、家のシミなどの証拠を出したり、証言をしても、「少量だから影響がない」とか「６７年前の記憶で曖昧だ」と言って切り捨ようとしています。６７年間放置してきた責任は国にあります。黒い雨の地域を拡大させることや被爆体験者を被爆者と認めさせることが、国に低線量被ばくの影響を認めさせることにつながります。

被爆二世の現状について

被爆二世とは、両親又はどちらかが被爆者で１９４６年6月１日（広島被爆）か6月４日（長崎被爆）以降に生まれた人のことを言います。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（1994 年 11 月成立）の付帯決議に「五 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査・研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行なうとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。」とあります。

しかし国が行っているのは年一回の健康診断のみ。がん健診はありません。しかも各自治体任せなので、自治体格差があります。

被爆二世の会では毎年自治体に被爆二世対策について調査をしています。
がん健診を実施している自治体→東京都、静岡県
医療助成を実施している自治体→東京都、神奈川県、摂津市、川崎市、横浜市
被爆二世手帳または類するものを交付している自治体→東京都、埼玉、神奈川、島根、岡山、山口、摂津市

山口県は被爆二世の会の運動の成果により２０００年から「被爆者二世健康診断記録表」が交付されました。２０１２年３月末現在、１４９２名の山口県在住の被爆二世が使用しています。

健康診断は全都道府県で行われています。山口では年４回、ほとんどの病院で被爆二世健診が受けられます。しかし他県は回数もまちまちで、県によっては健診会場が県内で１箇所しかないところもあります。

こうした格差をなくすには国が責任を持って被爆二世への援護施策を行う必要があります。

しかし、国は放射線影響研究所の被爆二世健康影響調査を根拠にこれ以上の援護を拒み続けています。

被爆二世の遺伝的影響について

現在、放射線影響研究所で被爆二世健康影響調査が実施されています。広島、長崎に住む被爆者の子どもと非被爆者の子どもが対象です。主に多因子疾患・「生活習慣病」と言われるものの調査で、すぐに結論が出るというものではありません。一回目の調査結果報告では、「有意な差は認められない」というものでした。

現在二巡目の調査に入っています。

放射線影響研究所の調査の疑問点

非被爆者の中に入市被爆者や被爆体験者の子どもが入っている。

健康診断が放射線影響研究所で行われるため、入院中や自宅で療養しているなどで健康診断に行けない被爆二世のデータはカウントされません。

私達は放影研の倫理委員会を傍聴しました。そこにいた専門家の人達が議論していたのは広島と長崎ではキャベツを食べる量が違うのではないかということです。「広島の人はお好み焼きをよく食べるが長崎の人はそうでもない。」と誰かが言うと「長崎の人はチャンポンを食べるから同じでは」と誰かが言い。皆が納得する。お酒を飲むかというアンケートの項目については「ロックかシングルかを聞かなければアルコールの量が正確に分からない」と言う議論をします。

そのくせ、親の被ばく線量については余り追求しませんでした。放影研は直接被爆者のみを被爆者とし、入市被爆者は非被爆者にしています。

委員会の後の交渉の中でそのことを指摘すると、「同じ地域に住んでいたので同じだけ内部被ばくしているのだから気にする必要がない」といいます。しかし、被爆直後に入市した人と、何年か後にそこに住んでいる人とでは被ばく量は違うと思います。要は低線量被ばくはカウントしないという姿勢の表れだと思います。

白血病

今年の６月３日、第５３回原子爆弾後障害研究会が長崎市で開催されました。広島大学の鎌田七男名誉教授（血液内科）らの研究による発表です。

広島県と広島市が 1973 年～ 74 年に被爆者とその家族を対象に実施した調査結果を分析し、46 年～ 73 年までに生まれた計 119,331 人を確認。このデータと、県内の病院で診断された白血病患者を照合した結果、46 年～ 95 年の 50 年間に少なくとも 94 人の被爆二世が発症したことが判明した。

このうち被爆後 10 年以内に生まれた 63,117 人では 49 人が発症。

結論だけ言うと、被爆後１０年以内に生まれ、両親ともに被爆の場合、その他の場合に比べて白血病の罹患率が「有意」に高くなっている。ということです。鎌田教授らは今後も「慎重な疫学的解析」を行うと言っています。疫学的解析がどのくらいかかるのかわかりませんが、その間放置するのではなく、せめて全ての被爆二世にガン健診を行うなどしてほしいと思います。

全国被爆二世団体連絡協議会が中心となり厚生労働省交渉を繰り返していますが、なかなか被爆二世の援護施策が進みません。

そのような中、各地に被爆二世の会ができています。

被爆二世１０８人の肖像展

８月８日～２０日まで東京の新宿で「被爆二世１０８人の肖像展」が開かれました。写真を撮影したのはフォトジャーナリストの吉田敬三さんでお母様が長崎で被爆されています。吉田さんはカンボジアやアフガニスタンで戦争の被害に遭った人の写真を撮ってきました。その写真は悲惨な様子ではなく、被害に遭っても生き生きと生きている姿です。

被爆二世の会に写真家やマスコミが電話をしてきて「具合の悪い被爆二世を取材させて欲しい」と言われることがあります。確かに私達の会員の中にはガンや心臓疾患、脳内出血などで亡くなった二世がいます。だからといって、そういう人を紹介しろと言われるのは不愉快です。

吉田さんはある日、被爆二世の会にメールしてきました。そこには「生き生きとした被爆二世の姿を撮りたい」とありました。そんなメールは初めてだったので直ぐに会うことにしました。吉田さんは 2003 年から被爆２世 100 人の肖像を撮ろうと被爆二世を訪ね歩きましたが、断られ続けそうです。私達が撮影第一号でした。

今回の写真展には 3500 人の方が見に来られたそうです。福島から避難されていた方は写真展を見て「本当に来て良かった。安心しました。だってこの写真は私たちの未来ですもの」とおっしゃられたそうです。

先日は写真に写った人達との交流会がありました。被爆二世だと言うことで就職差別を受けた、知人が「フクシマの被曝者から変な子が生まれる」と言ったのを聞いてショックを受けたと言う人もいました。

例え障害があろうが、病気があろうが私達が生き生きと生きている姿を見せることが被爆者、被爆二世の差別をなくし、フクシマの人の希望にもなるのだと思います。

福島原発後の東京の状況

８月１２日、東京で行われている福島原発事故を考える座談交流会に参加しました。その時、東京の方の話しを聞いて、私は何も知らなかったの思い知らされました。

３月１１日以後の１週間、毎日地震があり、福島第一原発事故がどんどん酷いものになっていきました。しかも停電しています。そんな中で２０代の男性は長生きができないと思い悩んだと言います。子どものいる人は子どもを避難させるべきか？避難先のない子どもはどうすればいいのか？自分の子どもだけを避難させればいいのか？と悩みました。避難しろと言うが東京の人間全部が避難できるはずがない。子どもを産むのが怖い。そのような悩みを聞きました。

東京の人は、私達の親である被爆者と同じ思いをしており、今も放射性物質を出し続ける福島第一原発のことを常に考えずにはいられないのだと思いました。

フクシマへのメッセージ

大事なのは不安を隠さず話せる場所をつくることや行動記録と体調の記録を付けることだと思います。

原爆被爆者が被爆者健康手帳を取る際、原爆投下後に配られた罹災証明など公的機関による証明書や当時の写真、または証人２人が必要です。その上で面談や過去のデータとの照合などを経て、ようやく手帳が交付されます。被爆者なのに被爆者健康手帳を持っていない人の中には、証人がいない、記憶が曖昧などの為、取りたくても取れない人がたくさんおられます。特に幼いときに被爆された方は記憶も無く、親も既に亡くなっていて申請できない被爆者の方が困っています。子どものためにも記録を残しておきましょう。

被爆二世が集まると、遺伝的影響への不安を気兼ねなく話せます。被爆二世１１０番やメールなどでの相談も殆どが、遺伝的影響のことです。ちょっとした風邪や鼻血でも心配になることがあります。心配になることを否定されずに話せる場が必要です。

もっとも大事なのはヒバクシャ同士が協力し、敵を鮮明にして補償を勝ち取ることです。福島第一原発事故の場合、敵は国と東京電力です。

最後に、先日も福島第一原発事故の収束作業にあたっていた作業員の方が亡くなられました。誰かの命を削る労働などあってはなりません。原発さえなければ福島第一原発事故はおきていません。大飯原発を止め、全ての原発を廃炉にしていきましょう。